

四條畷市立田原小学校 PTA 委員選出に関する申し合わせ事項

平成 12 年制定
平成 16 年 2 月 21 日一部改正
平成 19 年 3 月 10 日一部改正
平成 25 年 9 月 18 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年(2019 年)4 月 1 日一部改正
令和 5 年 3 月 4 日一部改正

委員選出に当たっての統一事項

(1) 委員の就任回数等

- ① 各家庭、1 子 1 回以上は必ず役員または委員になること。
※役員とは会長、副会長、書記、会計を指し、委員とは常任委員会委員（学級委員、地区委員、生活補導委員、人権啓発委員）、および選挙管理委員会委員を指す。
- ② ①にかかわらず、指名委員会の推薦を経て役員に就任した場合は、次回以降、常任委員会委員、および選挙管理委員選出対象から辞退できる。
（この規定は、現役員と過去に役員をつとめたものに適用する。）
- ③ 複数の児童がいる家庭で、1 回実行委員（常任委員会の委員長、副委員長、部長、副部长）を経験した場合は、次回より実行委員選出対象から辞退できる。
※選挙管理委員会は実行委員会に属さないため、選挙管理委員会の委員長、副委員長経験者については、この規定の適用外とする。

(2) 委員長、副委員長、部長、副部长の選出

- ① 学級委員会は、委員の中から部毎に部長 1 名、副部长 1 名または 2 名（実行委員）を選出する。
- ② 地区委員会、生活補導委員会は、委員の中から委員長 1 名、副委員長 2 名（実行委員）を選出する。
- ③ 選挙管理委員会は、委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。

(3) 委員選出時に欠席する場合の取り扱い

- ① 委員（委員長、副委員長、部長、副部长を含む）選出に当たっては会長に一任する。

(4) 申し合わせ事項

- ① 委員を選出する年度当初において、3 歳未満の子どもを持っている家庭は対象外とする。但し、本人の希望を尊重する。
- ② 委員選出時において、妊娠中であるものは対象外とする。但し、本人の希望を尊重する。
- ③ 複数の児童がいる家庭で、過去に実行委員（常任委員会の委員長、副委員長、部長、副部长）を経験した場合は、実行委員選出対象から辞退できるが、そのことによって、選出対象者がいなくなる場合は協議をし、規定人数を選出する。
- ④ 本年度の役員になっている家庭は対象外とする。
- ⑤ 平成 29 年度以降については、委員選出に関する申し合わせ事項（1）委員の就任回数等に準ずる（平成 28 年度規則改正によるもの）
- ⑥ 本年度の四條畷市立田原中学校 P T A の役員になっている家庭は対象外とする。
- ⑦ ①～⑥以外の理由がある場合は、各学級で確認し了承を得る。
詳細は各学級で柔軟に対応し、決定する。